

報道各位

新潟市長

職員の懲戒処分の公表について

このことについて、下記のとおり公表いたします。

記

1 酒気帯び運転による交通死亡事故事案について

(1) 処分の内容

- | | |
|---------|--|
| ① 被処分者 | 江南区役所健康福祉課
保育士 堀川 恭人（ほりかわ きょうと） 20歳 |
| ② 処分内容 | 懲戒処分「免職」 |
| ③ 処分年月日 | 令和4年11月25日 |

(2) 処分事案の概要

令和4年10月8日午後11時半過ぎ、酒気帯び運転を行い、阿賀野市において同乗者1名が死亡した交通死亡事故を起こしたものの。

2 処分にかかる総務部長コメントとして

この度、職員が酒気帯び運転による交通死亡事故を起こし、同乗していた方の尊い命が失われるなど、市民の皆様からの信頼を著しく損なう結果となりましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

法令を遵守しなければならない公務員として、著しく自覚を欠いたあつてはならない行為であり、今後、再発防止に向け、全ての職員に公務員としての自覚を喚起し、より一層指導・監督を徹底してまいります。

【お問い合わせ先】

新潟市総務部人事課

課長補佐 小柴

（電話 025-226-2489）